

(第53期定時株主総会招集ご通知添付書類)

第53期報告書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

事	業	報	告
連	結	貸	借
連	結	損	益
連	結	株	主
貸	借	対	照
損	益	計	算
株	主	資	本
会	計	監	査
監	査	役	会

等 変 動 計 算 書
等 変 動 計 算 書
の 監 査 報 告 書
の 監 査 報 告 書

書 表 書 書 書 書 書 書 書 書

株式会社 セゾン情報システムズ

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、前連結会計年度に続き新型コロナウイルス感染症の終息が見えず、またウクライナ情勢等の地政学リスクの高まりを受け、世界情勢が緊迫化する等先行きは依然不透明な状況にあります。

斯かる状況下、当社グループが属する情報サービス産業においては、IT投資の抑制や先送りの懸念がありつつも、「AI」「IoT」「ビッグデータ」「クラウド」等ITイノベーションを活用したDXを優先度の高い経営課題として掲げる企業が増加していることから、引き続き成長が予想されております。

当社グループは、ビジョン『「カテゴリートップの具現！」～特定分野において、ダントツの存在感を発揮する～』のもと、柔軟な連携基盤とAI等先端技術を駆使し、お客様がデータをビジネス意思決定に俊敏に繋げるとともに異分野連携を加速できるサービスを提供する「データエンジニアリングカンパニー」を目指しております。このため、前連結会計年度から、HULFT製品及びクラウド技術を活用しファイル連携やデータ連携サービスをクラウド上で提供する次世代クラウド型データ連携プラットフォーム「HULFT Square」の開発に着手しております。

当連結会計年度におきましては、「HULFT Square」の開発に引き続きリソースを集中し、開発が進んだことで先行ユーザー様によるトライアル利用を開始いたしました。また、「HULFT Square」上での将来的なサービス展開を見据えつつ、フィナンシャルITサービス事業においてはISDNサービスの終了に先駆け、インターネットでセキュアなファイル伝送を可能にする新たなサービス「HULFT Multi Connect Service」、流通ITサービス事業においてはECサイトの商品登録を自動化することにより品質向上・時間短縮を実現する新たなサービス「HULFT Master Entry Service」をリリースいたしました。「HULFT Square」の今後の展開としては、今回のトライアルを経てユーザー様の意見をサービスに反映後、先行ユーザー様向けリリースを2022年度第1四半期に行う予定です。さらにその後は、2022年度第4四

半期の日米同時リリースを予定しております。

このような中、当連結会計年度における当社グループの業績は、事業モデルの転換に伴う既存事業の一部縮小はあった一方、成長の柱に位置付けるリンケージ事業及びHULFT事業の売上拡大により、売上高は23,218百万円（前連結会計年度比3.2%増）、売上総利益は10,020百万円（同5.2%増）となりました。また当社は、研究開発費、教育研修費、社内IT投資を未来事業費と定め、事業モデルの転換と人的資本への投資を進めており、当連結会計年度においては「HULFT Square」の研究開発費等が増加したことにより、営業利益は2,916百万円（同2.4%減）、経常利益は2,943百万円（同2.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,051百万円（同16.6%減）となりました。

なお、2016年3月期末から事業の選択と集中、業務プロセスの刷新・最適化に取り組んできたことにより生産性が向上し、2022年3月期における1人当たり売上高は32.9百万円（2016年3月期比35.2%増）、1人当たり売上総利益は14.2百万円（同109.4%増）に成長しております。引き続き生産性の向上に努めてまいります。

当連結会計年度におけるセグメント別の業績は次のとおりであります。以下、セグメント間取引については相殺消去しておりません。

（HULFT事業）

HULFT事業は、データ連携プラットフォームのデファクトスタンダードである当社の主力製品「HULFT」製品群及び「DataSpider」製品群に係る事業を展開しています。「HULFT」の累計出荷本数は、前連結会計年度末から7,422本増加し229,411本となり、導入社数は前連結会計年度末から393社増加し累計10,913社、海外導入社数も累計933社となりました（2022年3月末現在）。DXやデータ活用に取組む企業が増加していることから、今後も市場が拡大し、新しいお客様導入が増えていくものと推察しております。

売上高は、「HULFT」「DataSpider」のサポートサービスの更新が順調に推移したこと等により、8,775百万円（前連結会計年度比4.5%増）となりました。営業利益は、お客様への提案モデルの具体化等、営業活動の改善による生産性向上に伴う販売費及び一般管理費の減少等により、3,245百万円（同31.5%増）となりました。

(リンケージ事業)

リンケージ事業は、当社の強みである「H U L F T」「DataSpider」を活用し、企業内・企業間のシステムやデータと有力SaaSをつなぐことで、お客様業務の効率化、経営情報の可視化による意思決定支援及び経営刷新に繋げるサービスを展開しております。これらのサービスは、経営・業務のDX化を支援する「モダンマネジメントサービス」、DXプラットフォームを提供する「データ連携基盤構築サービス」、財務・経理のDX化を支援する「モダンファイナンスサービス」の3つのサービスで構成されています。

売上高は、モダンマネジメントサービス及びデータ連携基盤構築サービスの取引規模拡大、財務経理部門のデジタル化を支援するモダンファイナンスサービスで新規お客様獲得が進展したこと等により、1,953百万円（同42.4%増）となりました。また、上記のサービス拡大に伴う1人当たり売上高及び1人当たり売上総利益の改善による収益性向上により、221百万円の営業損失（前連結会計年度は525百万円の営業損失）まで改善いたしました。

(流通 I T サービス事業)

流通 I T サービス事業は、流通小売業のシステム開発等で培ったノウハウの活用によるパブリッククラウド環境への移行や、依然として残るアナログ業務のデジタル化による業務改善等、新しい技術を活用した新規サービスを提供しております。

売上高は、当社の強みが活きるDX領域への選択と集中を図ったこと等により、3,059百万円（前連結会計年度比4.8%減）となりました。営業利益は、売上高の減少等に伴い、147百万円（同10.9%減）となりました。

(フィナンシャル I T サービス事業)

フィナンシャル I T サービス事業は、既存領域に係るシステム開発の規模縮小が想定されるため、クレジットカード会社向けシステム開発から運用に至る実績を強みとして、RPAを活用した業務改善支援やパブリッククラウド上へのインフラ環境構築等の新規サービス提供に取り組んでおります。

売上高は、上記新規サービス提供の進展及び一部利益率の高い案件の前倒し精算があったものの、既存領域に係る売上減少等により、9,490百万円（同0.7%減）となりました。営業利益は、減価償却の減少に伴い売上総利益が向上したこと等により、1,480百万円（同40.9%増）となりました。

セグメント別売上高（連結）

区 分	第52期 (2020年4月から 2021年3月まで)	第53期 (2021年4月から 2022年3月まで)	増減率
H U L F T 事 業	8,398百万円	8,775百万円	4.5%
リ ン ケ ー ジ 事 業	1,371	1,953	42.4
流 通 I T サービス事業	3,212	3,059	△4.8
フィナンシャルITサービス事業	9,553	9,490	△0.7
合 計	22,535	23,278	3.3
調 整 額	△35	△59	－
連結損益計算書計上額	22,499	23,218	3.2

（注）調整額は、セグメント間の振替高及びセグメント間取引の相殺消去であります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は826百万円であり、その主なものは、「HULFT」等の販売用ソフトウェアの開発であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第50期 (2019年3月期)	第51期 (2020年3月期)	第52期 (2021年3月期)	第53期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高(百万円)	23,641	23,560	22,499	23,218
経 常 利 益(百万円)	2,345	3,488	3,003	2,943
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	2,034	1,099	2,460	2,051
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	125.56	67.85	151.91	126.64
総 資 産(百万円)	20,640	19,577	20,471	20,833
純 資 産(百万円)	13,084	12,822	14,037	14,748

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数で算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第50期 (2019年3月期)	第51期 (2020年3月期)	第52期 (2021年3月期)	第53期 (当事業年度) (2022年3月期)
売 上 高(百万円)	23,582	23,502	22,440	23,139
経 常 利 益(百万円)	3,209	4,042	3,465	3,416
当 期 純 利 益(百万円)	2,273	772	2,531	2,062
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	140.35	47.69	156.29	127.32
総 資 産(百万円)	21,277	19,587	20,499	20,723
純 資 産(百万円)	13,439	12,958	14,112	14,721

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数で算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
世存信息技术（上海）有限公司	700百万円	100%	システム受託開発、パッケージソフトウェア販売
H U L F T , I n c .	2,950万 米ドル	100%	パッケージソフトウェア開発・販売
H U L F T P t e . L t d .	100万 シンガポールドル	100%	パッケージソフトウェア販売

(4) 対処すべき課題

当社グループは、創業100年となる2070年を見据え、グローバルで存在意義・価値ある企業創りの本格的なスタートを切りました。

社会環境の変化により企業がESG等社会的課題に向き合う時代となっていますが、多くの課題は国・地域、業種業態を跨り、1人・1社では解決できないのが現状です。そのため当社は、必要な時に即時に、必要な相手・データとグローバルに繋がり、複合的に取り扱える世界（広場）を提供することが使命と考え、その象徴として自由で安全なデータ活用のための革新的プラットフォームサービス「HULFT Square」の開発を進めております。当社は、高度なセキュリティのもと、データ活用のリスクと手間を減らし、多様なデータ連携を実現する「HULFT Square」により、お客様が思い描くままのデータビジネスの実現を支援するサービスを提供してまいります。

今後の経営方針におきましては、既存事業の徹底した生産性向上によって収益性の向上を実現するとともに、新たな市場・顧客へより収益性の高い事業を展開して、更なる事業の成長を目指しております。対処すべき課題にあたる主な戦略及び施策は以下のとおりです。

① DXデータ連携基盤ビジネスの全部門への展開

当社の強みである“つなぐ”技術をキーにした新技術・新市場への製品・サービス創出をテーマに掲げ、リンケージビジネスを推進してまいりました。「HULFT」「DataSpider」を活用し、企業内・企業間のシステムやデータと有力SaaSをつ

なぐことで、お客様業務の効率化、経営情報の可視化による意思決定支援及び経営刷新に繋げるサービスを展開し、リンケージビジネスにおけるお客様数は大手企業を中心に198社まで拡大し、当社事業の柱として確立するに至りました（2022年3月末現在）。今後は本ビジネスをDXデータ連携基盤ビジネスと位置づけ、「HULFT Square」を活用したサービス提供型ビジネスの実行体制を構築し、全部門で展開してまいります。

② 新規ビジネス創造のための競争戦略

業務最適化・効率化、データ基盤の利活用を求める企業を対象に、利用する基幹システムやクラウドサービスを一元的に管理運用しデータ連携を実現する「HULFT Square」をプラットフォームとして、XaaS事業者やお客様をN対Nでつなぐマーケットプレイスの提供をグローバルに展開し、当社の製品・サービス群のポジショニングの明確化と優位性の確立を図りオープンイノベーションを推進してまいります。

③ アライアンス強化

企業間・業種を跨ぐデータ連携により、カーボンニュートラルへの貢献など社会課題の解決に向け、XaaS事業者、テックパートナーとのコラボレーション、販売やサービス導入サポートを支援頂けるパートナーとのアライアンスを通じて、当社サービスの付加価値を高めるためM&Aを含む企業間連携強化を図ります。

④ 「HULFT Square」日米同時リリースに伴う体制強化

「HULFT Square」日米同時リリースに向け、開発体制はDevOpsを視野に組織間の連携を行い、リリースの迅速化を図ります。また運用体制は従来の保守更新ビジネスからカスタマーサクセスを実現する体制へと進化を図ります。

⑤ 人材戦略

人的資本への投資をさらに積極的に行います。次世代のリーダー育成・登用を積極的に行いつつ、未来の社会環境で活躍できる人材の採用と育成を組み合わせ当社オリジナルの取組みである「Skill Boot Camp」によって社外からの人材採用も強化します。また、組織間ローテーション、リスクリングによる人材活性化、社内システムのクラウド化推進によるDX人材育成に努めてまいります。

これら重要施策を実行するにあたり、2022年4月1日付の機構改革及び人事異動を行っております。

- ・国・地域や業界を跨ぎ、グローバルにデータをつなぐデータエンジニアリングサービスの更なる強化を目指し、DI（データインテグレーション）ビジネス統括を新設し、その配下にデータプラットフォームビジネスユニット※1、HULFTビジネスユニット、グローバルビジネスユニット※2を配置いたします。

※1 リンケージビジネスユニットは、データ連携領域を中心としたプラットフォームビジネスに拡大させるべく、データプラットフォームビジネスユニットへ改称いたします。

※2 HULFTビジネスユニットからグローバルビジネスユニットを独立いたします。

- ・重要顧客へのDX提案を強化すべく、コアビジネス統括を新設し、その配下に流通ITサービスビジネスユニット、フィナンシャルITサービスビジネスユニットを配置いたします。

- ・製品・サービス開発力の強化を目的に、お客様の声を迅速かつ持続的に反映させるべく、製品・サービス開発機能とカスタマーサクセス機能を統括するDevOps統括を新設し、その配下にプロダクトデベロップメントセンター※3、テクノベーションセンター、カスタマーサクセスセンター※4を配置いたします。

※3 テクノベーションセンターからプロダクトデベロップメントセンターを独立いたします。

※4 カスタマーサービスセンターは、お客様の声を製品・サービスに反映し、リカーリングビジネス拡大に向けたカスタマーサクセスへの移行に伴い、カスタマーサクセスセンターへ改称いたします。

- ・DIビジネスとコアビジネスの更なるシナジーを発揮するために、全社横断的に事業企画及びマーケティング活動を担うビジネスプランニングセンターを新設し、その配下に事業企画部、マーケティング部を配置いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の終息が見えず、またウクライナ情勢等の地政学リスクの高まり、世界情勢緊迫化もあり、先行きは依然不透明な状況にあります。一方、厳しい経済環境ながらも、社会・企業のデジタル化への需要は依然として底堅く推移する想定であります。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

H U L F T 事業	データ連携プラットフォーム「H U L F T」製品群の販売・サポートサービス等の提供を行っております。
リ ン ケ ー ジ 事業	当社製品群を活用し、経営・業務のDX化を支援する「モダンマネジメントサービス」、DXプラットフォームを提供する「データ連携基盤構築サービス」、財務・経理のDX化を支援する「モダンファイナンスサービス」等の提供を行っております。
流 通 I T サ ー ビ ス 事業	流通小売業のシステム開発から運用を担ってきた実績と先端技術を駆使し、流通小売・航空・生保損保等の幅広いお客様に向けたDX化支援を行っております。
フィナンシャル I T サービス事業	クレジットカード会社のシステム開発から運用を担ってきた実績と先端技術を駆使し、金融業界に向けたDX化支援を行っております。

(6) 主要な営業所等（2022年3月31日現在）

① 当社

本 社	東 京 都 港 区
深 川 セ ン タ ー	東 京 都 江 東 区
西 日 本 事 業 所	大 阪 府 大 阪 市
中 部 事 業 所	愛 知 県 名 古 屋 市

② 子会社

世存信息技术（上海）有限公司	本社 中華人民共和国 上海
H U L F T , I n c .	本社 アメリカ合衆国 カリフォルニア州
H U L F T P t e . L t d .	本 社 シ ン ガ ポ ー ル

(7) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
696名	18名減

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
641名	20名減	42.9歳	13.7年

（注）1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。

2. 従業員数には、当社から他社への出向12名を除いております。

3. 従業員数には、嘱託・契約社員を含めております。

4. 従業員数には、他社から当社への出向者を含めております。

(8) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

金融機関からの借入金はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年10月29日付で、株式会社メルコホールディングス（以下「メルコホールディングス」という。）との間で資本業務提携契約を締結いたしました。資本業務提携契約に伴い、メルコホールディングスは、2021年11月17日付で当社の主要株主であるエフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディー（Effissimo Capital Management Pte. Ltd.）（以下「エフィッシモ」という。）より、エフィッシモが運用するユニットトラストであるECMマスター・ファンドが保有する当社株式を取得いたしました。

この結果、メルコホールディングスの当社に対する議決権所有割合は27.72%となり、メルコホールディングスは当社のその他の関係会社に該当することになりました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
- ② 発行済株式の総数 16,200,000株（自己株式584株を含む）
- ③ 株主数 3,823名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持株数（株）	持株比率（％）
株 式 会 社 ク レ デ ィ セ ゾ ン	7,588,000	46.84
株 式 会 社 メ ル コ ホ ー ル デ ィ ン グ ス	4,488,800	27.71
イーシーエム マスターファンド エスビーブイワン	857,028	5.29
株 式 会 社 イ ン テ リ ジ ェ ン ト ウ ェ イ ブ	500,000	3.09
大 日 本 印 刷 株 式 会 社	307,500	1.90
セゾン情報システムズ社員持株会	269,354	1.66
協 和 青 果 株 式 会 社	171,700	1.06
吉 田 知 広	150,800	0.93
富 士 通 株 式 会 社	80,000	0.49
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	60,000	0.37

（注）1. 持株比率は、自己株式（584株）を控除して計算しております。

2. エフィッシモ キャピタル マネージメント ビーティーイー エルティーディーから、2021年11月24日付で提出された変更報告書において、2021年11月17日現在で857千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として2022年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	保有割合 (%)
エフィッシモ キャピタル マネージメント ビーティー イー エルティーディー	260 オーチャードロード#12-06 ザ ヒーレン シンガポール 238855	857,128	5.29

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	内 田 和 弘	
取 締 役	梅 野 恭 輔	フィナンシャルIT技術担当
取 締 役	山 本 善 久	リスクマネジメント担当
取 締 役	藤 内 聖 文	経営戦略担当
取 締 役	鈴 木 孝 一	IPOC株式会社代表取締役社長
取 締 役	吉 田 雅 彦	株式会社P&Aアソシエーツ代表
取 締 役	屋 代 浩 子	フォルシア株式会社代表取締役社長（兼）最高経営責任者（CEO）
取 締 役	末 永 守	
常 勤 監 査 役	三 宅 信 一	
監 査 役	小 川 憲 久	紀尾井坂テーマス総合法律事務所弁護士、山九株式会社監査役
監 査 役	小 林 隆 博	

- (注) 1. 取締役鈴木孝一氏、取締役吉田雅彦氏、取締役屋代浩子氏、取締役末永守氏はいずれも、社外取締役であります。
2. 監査役三宅信一氏、監査役小川憲久氏、監査役小林隆博氏はいずれも、社外監査役であります。
3. 監査役小川憲久氏は、弁護士及び一般財団法人ソフトウェア情報センター理事に従事しており、情報サービス産業に関する知的財産権について相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役のいずれも300万円又は同法第425条第1項に規定される最低責任限度額のいずれか高い額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の役員等（取締役及び監査役）を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3 第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとしております。ただし法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。なお、保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

④ 取締役及び監査役の報酬等の額

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2019年1月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針（以下「決定方針」といいます。）を決議しております。なお、当該決定方針については、指名・報酬委員会で審議し、取締役会で決定しております。

当社の役員報酬は、経営の安定化と、企業としての継続的發展を目指し、企業理念順守のもと、役員の果たすべき役割を明確化したうえで、責務を全うし、能力を最大限発揮させることを目的として定めております。また、企業を取り巻く環境の変化（グローバル化や技術変革スピード）を考慮し、報酬レベルの適正化により、社外からも多様で優秀な人材を確保することも目的としております。このような目的を達成するため、役員報酬の基本方針を次のとおり定めております。

（基本方針）

- ・株主様や様々なステークホルダーからの理解が得られるようTSR（株主総利回り）等の経営指標を利用して価値の共有を図ります。
- ・役員報酬は、当該事業年度における連結業績との連動性を設けるとともに、企業の持続可能性の維持を目指し、中長期インセンティブを設けます。
- ・報酬総額については、経営の安定化、有能な社員維持のために必要となる役員数の確保が可能な額を想定しております。
- ・報酬決定プロセスは、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議を経ることで客観性・透明性・妥当性を確保してまいります。

(報酬の概要、割合等)

当社の役員報酬は、基本報酬と短期インセンティブ報酬としてのプロフィットシェアリング（業績連動報酬）により構成されており、いずれも金銭報酬となります。また、基本報酬は、毎月固定的に支払う基本月額報酬と、半期ごとの業績評価により支払う半期報酬（業績連動報酬）とで構成しております。具体的な報酬構成は、支給対象の役員区分に応じて、それぞれ以下のとおりとしております。なお、取締役の報酬の種類ごとの割合は、基本月額報酬：半期報酬＝8.5：1.5を目安としております。

役員区分	基本報酬		プロフィット シェアリング (業績連動報酬)
	基本月額報酬	半期報酬 (業績連動報酬)	
取締役	○	○	○
社外取締役	○	—	—
監査役	○	—	—
社外監査役	○	—	—

また、業績連動報酬に係る指標は、当社が重視する経営指標を用いております。業績向上のためのインセンティブとして報酬設計することを前提とし、報酬体系のうち業績連動部分が経営戦略において重視される経営指標と連動ないし関連するものとしております。具体的な経営指標については、次の指標等を事業年度ごとの重要度に鑑み決定しております。

(具体的な経営指標) ※連結ベース

- ・売上高の対計画達成率
- ・営業利益の対計画達成率
- ・親会社株主に帰属する当期純利益の対計画達成率
- ・新規領域における売上高の対計画達成率（委嘱範囲における）
- ・TSR（株主総利回り）

半期報酬については、当該事業年度の会社業績と個人業績（委嘱範囲）により評価・算出して、半期ごとに一定の時期に支給しております。会社業績と個人業績の評価ウェイトは次のとおり役位ごとに設定しております。

役位	会社業績	個人業績
代表取締役社長	100%	0%
専務取締役	80%	20%
常務取締役	70%	30%
取締役	50%	50%

半期報酬の支給額は、会社業績・個人業績の進捗により支給率を決定し、半期報酬額に乗じて算出し、その支給率の上限は200%としております。会社業績の進捗率は、売上高の対計画進捗率と営業利益の対計画進捗率を50%：50%で加重して算出します。個人業績の進捗率は、次のとおり各指標の半期ごとの進捗率により算出します。

項目	ウェイト
売上高の対計画進捗率	20%
新規領域売上高の対計画進捗率	20%
営業利益の対計画進捗率	40%
定性評価	20%

プロフィットシェアリングについては、当該事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益計画値を超過達成した場合に、TSRのベンチマーク目標を加味して支給額を決定し、毎年一定の時期に支給します。プロフィットシェアリングのファンドは、親会社株主に帰属する当期純利益計画超過額の10%、上限を2億円と設定しております。ファンドの分配方法は、取締役の支給係数を基準とし、上位役位者については次に定められた倍率の範囲内で支給係数を設定し、役位に応じた支給係数については事業年度ごとに決定します。プロフィットシェアリングの支払いにより、株主総会であらかじめ定められた役員報酬総額を超える場合は、株主総会に上申し承認を得るものとします。

役位	支給係数
代表取締役社長	取締役係数の10倍を上限に10～30
専務取締役	取締役係数の8倍を上限に8～24
常務取締役	
取締役	1～3

（取締役の個人別の報酬等の決定方法等）

当社役員の報酬に関しては、取締役（社外取締役を除く）と監査役（社外監査役を除く）を区別し、取締役の報酬限度額は年額250百万円、監査役の報酬限度額は年額60百万円として、2008年6月13日の第39期定時株主総会において決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役は3名）、監査役の員数は4名（うち、社外監査役は3名）です。

当事業年度において、各取締役の報酬額は、指名・報酬委員会で審議し、取締役会において決定しております。

個人別の役員報酬等の額については、取締役会が指名・報酬委員会に諮問し、指名・報酬委員会において審議し、取締役会に具申した上で、取締役会の審議・承認を経て確定します。

(指名・報酬委員会の手続・活動内容)

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関として2018年8月22日に設置されています。指名・報酬委員会は、社外取締役4名及び代表取締役1名により構成され、その権限の内容及び裁量の範囲は、取締役（代表取締役・取締役社長を含む）の報酬等に関する事項、取締役の報酬等に関する株主総会議案の内容等のほか、指名・報酬委員会が必要と認めた事項となっており、当社の取締役、代表取締役及び監査役の報酬等の公正性、客観性及び透明性に関する審議を実施し、取締役会に対して勧告・提言を行っております。指名・報酬委員会は計8回開催し、取締役等の報酬に関し、その体系・決定プロセスの検討及び役員報酬案に対する評価を行っております。

(当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由)

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めて総合的に審議し、取締役会において審議・決定していること等から、取締役会としても、決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ．当事業年度に係る役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本月額報酬	業績連動報酬 (半期報酬・プ ロフィットシェ アリング)	
取締役 (うち社外取締役)	162,913 (32,100)	126,751 (32,100)	17,401 (—)	8 (4)
監査役 (うち社外監査役)	26,360 (26,360)	26,360 (26,360)	— (—)	3 (3)
合計	189,273	153,111	17,401	11

- (注) 1 当事業年度末現在の役員の員数は取締役8名、監査役3名であります。
- 2 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 3 当社は、取締役に対して、業績連動報酬を支給しております。上記の業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由並びに業績連動報酬の額の算定方法は、「イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等」の「(基本方針)」に記載のとおりです。当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、2021年5月12日公表の連結業績予想における売上高230億円・営業利益25億円・親会社株主に帰属する当期純利益20億円であるところ、実績は売上高232億円、営業利益29億円、親会社株主に帰属する当期純利益20億円であります。
- 4 2008年6月13日に開催された第39期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額250百万円、監査役の報酬限度額は年額60百万円として決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名(うち、社外取締役は3名)、監査役の員数は4名(うち、社外監査役は3名)です。

- ハ、社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ、重要な兼職先と当社との関係

- 取締役鈴木孝一氏は、IPOC株式会社の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社とIPOC株式会社との間に特別な関係はありません。
- 取締役吉田雅彦氏は、株式会社P&Aアソシエイツの代表を兼務しております。なお、当社と株式会社P&Aアソシエイツとの間に特別な関係はありません。
- 取締役屋代浩子氏は、フォルシア株式会社の代表取締役社長（兼）最高経営責任者（CEO）を兼務しております。なお、当社とフォルシア株式会社との間に特別な関係はありません。
- 監査役小川憲久氏は、紀尾井坂テーミス綜合法律事務所の弁護士、山九株式会社の監査役を兼務しております。なお、当社と紀尾井坂テーミス綜合法律事務所及び山九株式会社との間に特別な関係はありません。

ロ、当事業年度における主な活動状況
取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（19回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 鈴木 孝 一	19回	100%	—	—
取締役 吉 田 雅 彦	18回	95%	—	—
取締役 屋 代 浩 子	18回	95%	—	—
取締役 末 永 守	19回	100%	—	—
監査役 三 宅 信 一	19回	100%	14回	100%
監査役 小 川 憲 久	19回	100%	14回	100%
監査役 小 林 隆 博	19回	100%	14回	100%

（注）上記の取締役会の開催数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

ハ、取締役会及び監査役会における発言状況

- 取締役鈴木孝一氏、取締役吉田雅彦氏、取締役屋代浩子氏、取締役末永守氏、監査役三宅信一氏、監査役小川憲久氏、監査役小林隆博氏は取締役会において議案審議に必要な発言を適宜行っております。

- ・監査役三宅信一氏、監査役小川憲久氏、監査役小林隆博氏は監査役会において監査の方法その他監査役の職務の執行に関して必要な発言を適宜行っております。

二．社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

	職務の概要
取締役 鈴木 孝一	同氏は、同氏の経歴を通じて培ったシステム開発及び品質管理並びに企業経営に関する経験と見識をもとに、当社におけるシステム開発及びソフトウェアプロダクト開発等の計画案に対する積極的な意見、助言を寄せられ、開発計画の精緻化及びリスクの低減等を監督していただきました。 また、指名・報酬委員会の委員長として、取締役の役割の設定等に関して積極的な意見をいただきました。
取締役 吉田 雅彦	同氏は、同氏の経歴を通じて得た情報サービス業界における知見と見識に基づき、当社の経営状況や製品開発計画等の経済的合理性等に対して他社事例も踏まえた積極的な助言をしていただきました。 また、ガバナンス委員会の委員長として、委員の意見を集約するとともに、客観性の高い答申をいただきました。指名・報酬委員会の委員としても、執行役員の人選等に積極的な意見をいただきました。
取締役 屋代 浩子	同氏は、同氏の経歴を通じて得た経営者としての知見に基づき、社内でのコミュニケーションの状態等を確認し、情報共有の不足が生じないよう監督していただきました。さらには、各組織からの報告に対しても的確な確認、問題顕在化及び明確化が図られるよう助言をいただきました。 また、指名・報酬委員会の委員として、積極的な意見をいただきました。
取締役 末 永 守	同氏は、同氏の経歴を通じて得た経営者としての経験、見識をもとに、取締役会での各組織からの起案に対し、計画や提案の不足点を明らかにする適切な指摘を行い、意思決定に必要な情報を充足させること等、経営リスクの低減が図られるよう監督していただきました。 また、指名・報酬委員会の委員として、経営と執行の分離が図られるよう意見をいただくとともに、執行役員への指導を行われました。

⑥ 独立役員の開示について
独立役員の氏名等

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
取 締 役	鈴 木 孝 一	IPOC株式会社代表取締役社長
取 締 役	吉 田 雅 彦	株式会社P&Aアソシエイツ代表
取 締 役	屋 代 浩 子	フォルシア株式会社代表取締役社長（兼）最高 経営責任者（CEO）
取 締 役	末 永 守	—
監 査 役	三 宅 信 一	—
監 査 役	小 川 憲 久	紀尾井坂テーミス総合法律事務所弁護士、山九 株式会社監査役
監 査 役	小 林 隆 博	—

- （注）１．鈴木孝一氏、吉田雅彦氏、屋代浩子氏、末永守氏は社外取締役であります。
 ２．三宅信一氏、小川憲久氏、小林隆博氏は社外監査役であります。
 ３．鈴木孝一氏、吉田雅彦氏、屋代浩子氏、末永守氏、三宅信一氏、小川憲久氏、小林隆博氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	48百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

- （注）当社と会計監査人の間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務執行状況、監査時間及び監査報酬の推移、報酬額の見積りの算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務である収益認識に関する会計基準の適用による会計方針の検討に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、法令等が定める会計監査人の独立性及び適格性が確保できない場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出することを検討します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任します。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑦ 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の重要な子会社の計算書類監査の状況

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役会において決定した会社法第362条第4項第6号、第5項の定めに基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令（会社法施行規則第100条）で定める体制」すなわち内部統制システムの整備に関する基本方針の概要は①～⑩のとおりです。

当社は、本基本方針に基づく内部統制システムの整備状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、本基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備に努めてまいります。

① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会等の重要な会議の議事録のほか、「職務権限規則」に基づき決裁された決裁書等の文書、各種契約書、その他職務の執行に係わる重要情報を文書化（電子文書を含む）し、「文書管理規程」の規定に基づき適切に保存・管理・廃棄を行っております。

② 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、法務、経営、風評、財務、事業、品質、人、災害、システム等のリスクを総合的に管理するため、経営企画担当部門を主管とし、「リスク管理規程」を定め、これらリスクを特定・評価したうえで、必要な予防・軽減策を講じ、当社の企業価値の保全と業務の円滑な運営を図っています。

当社は、特定の顧客の動向、特定の商品への依存、事業部門において推進中の大規模・重要プロジェクト、事業収益上の課題等を事業リスクととらえ、取締役会において業務執行状況を確認し、リスクマネジメント課題に対応しています。

また、情報システム障害、情報セキュリティ事故、開発プロジェクトリスク等を信用につながるリスクととらえ、「品質方針」「情報セキュリティ基本方針」「個人情報保護方針」を定め、これらの方針の下、品質向上担当部門は、規程、細則、ガイドライン等を整備し、各部門におけるマネジメントシステムの運営を統括しています。

開発プロジェクトリスクに関しては、品質向上担当部門を主管とし、顧客提案時及びプロジェクトの要所たるマイルストーンにおいて、技術力・プロジェクト管理能力に秀でた社員から構成されたプロジェクトのレビューを実施し、「職務権限規則」（業務決裁基準及び金銭決裁基準）と連動させて、実効性あるプロジェクトリスクコントロールを行っています。

販売・製造・購買等の業務プロセスにおけるリスクに関しては、ビジネスサポート担当部門を主管とし、「営業管理規程」「購買管理規程」「業務プロセスマニュアル」等に基づき、各部門の業務プロセスを統制しています。

各部門が取引先と交わす契約リスクに関しては、コンプライアンス担当部門を主管とし、「契約管理規程」等に基づき、契約締結に至る折衝、締結書面等を統制し

ています。

事業リスク、信用リスク、コンプライアンスリスク、災害リスク等が現実化した場合、「危機管理規程」等に基づき、緊急事態に対応する体制を早期に構築し、被害最小化・拡大防止対策、二次被害防止対策、復旧対策の早期立上げ策等に当たる体制を整備します。

取締役は、万一、リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、速やかに取締役会、監査役会に報告を行います。

③ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月開催し、法令において定められた事項や当社又は当社グループ全体に影響を及ぼす経営上の重要事項について、「取締役会規則」に基づき意思決定するとともに、その他重要事項や業務執行の状況について報告を受けております。

目標の明確な付与と進捗管理の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、当社グループの経営戦略及び経営計画を取締役会にて決議し、経営会議において業績管理、取締役会において業務執行状況の確認を行っております。

当社は、「組織規則」、「職務権限規則」、「業務分掌規則」をはじめとした規則等により、業務分掌、職位・職務権限、決裁事項、決裁者・決裁権限を明らかにし、取締役の管掌又は担当する部門の業務の効率的運営並びに責任体制を確立しています。また、経営会議を設置し、当社及び当社グループの経営に関する戦略方針、組織間の情報共有、全社的な制度、その他重要な事業課題等を討議しています。

④ 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役会は、当社の「内部統制システムの基本方針」を決定し、実効性ある内部統制システムの構築と法令遵守体制を整備しています。

当社は、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、行動規範、並びに、コンプライアンスの基本方針・体制を定める「コンプライアンス規則」を制定しています。

コンプライアンスを統括する最高責任者を社長とし、社長はコンプライアンス業務推進の総指揮を執っています。また、コンプライアンス担当部門を設置し、同部門が全社的なコンプライアンスへの取組みを横断的に統括し、法令遵守教育の実施、法令遵守意識の醸成、守るべきルールの周知徹底を実施しています。

社内、社外にそれぞれ通報窓口を設けて、社内外からのコンプライアンスに係わる通報制度を確立しています。

監査役会、監査役及び内部監査担当部門等による監査体制を整え、内部統制システムの構築・運用状況を監視しています。重要な法律問題及びコンプライアンスに関する事項については、顧問弁護士と適宜協議し、助言を受けています。

当社は、市民生活に脅威を与え、健全な企業活動を阻む反社会的勢力とは一切関係を持たず不当な要求には応じない旨を、行動規範及び「コンプライアンス規則」の中で定め、さらに全社員を対象とするコンプライアンス研修を通じて、その周知徹底と浸透を図っています。反社会的勢力との取引を未然に防ぐため、警察等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集等に努め、新規取引先については事前に、継続取引先については定期的に、反社会的勢力か否かの調査を行っております。

財務報告の信頼性を確保するため、本社スタッフ部門長により構成される内部統制委員会を設置し、経営会議等の業務執行会議や内部統制整備・運用の評価結果等から検出された内部統制上の重要課題、及び、監査法人や監査役会、内部監査担当部門からの指摘事項等に対して、対策の検討・決定、代表取締役や取締役会への報告等を、一元的、網羅的に実施しています。

当社は、取締役会が一定の事項について経営判断を行うにあたり、当社や当社の株主共同の利益に適切な配慮がなされるよう確保し、より経営の透明性、公正性を確保していくことを目的として、取締役会の諮問機関として、当社の経営陣から独立した当社独立社外取締役、当社独立社外監査役又は独立した当社外の有識者により構成されるガバナンス委員会を設置しています。

当社の取締役、代表取締役及び監査役の選解任又は選定・解職、並びに当社の取締役及び代表取締役の報酬等の公正性、客観性及び透明性を確保し、向上することを目的として、代表取締役、及び社外取締役で構成される指名・報酬委員会を設置しています。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社は、「子会社等管理規則」を定め、子会社の自律性を尊重しつつ、子会社の内部統制システムの構築及び有効な運用を支援、管理し、当社グループ全体の業務の適正を確保しています。経営企画担当部門長は、「子会社等管理規則」に従い、子会社より経営状況の報告を受けております。
- 当社は、子会社の役員、取締役、監査役等が、内部監査担当部門又は監査役からの情報提供依頼に対し、迅速かつ円滑に情報提供することができる体制を整えております。
- ロ. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社は、「リスク管理規程」に則り、経営企画担当部門を主管に、子会社のリスクを特定・評価し、リスクの予防・軽減活動を講じ、子会社の企業価値の保全と業務の円滑な運営を図っております。
- 当社は、子会社における法務、経営、風評、財務、事業、品質、人、災害、システム等のリスクに関し、必要に応じ、当該子会社と事業上密接な係わりを持つ事業部門・センター部門及び当該リスクに関する当社主管部門が子会社と連携し対応しております。

ハ、当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社における自律的な経営判断が行われるよう、「子会社等管理規則」に従い子会社の指導育成を図り、子会社の管理を行う経営企画担当部門が子会社の取締役会にオブザーバーとして出席し、当社代表取締役による子会社の業務執行状況に関する月次レビューを実施する等、子会社に対するガバナンスとモニタリング体制を確立しております。経営企画担当部門長は、子会社の重要事項の決定について事前協議を受けるものとし、必要のある場合は当社所定の決裁機関による承認を得るものとしております。

ニ、当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社において「コンプライアンス規則」等を定め、それぞれの子会社の経営責任者を当該子会社のコンプライアンスを統括する最高責任者とし、また、それぞれの子会社においてコンプライアンスに関する主管部門を定め、当社の経営企画担当部門及びコンプライアンス担当部門と連携してコンプライアンス体制を確立しています。また、当社の内部監査担当部門は、「内部監査規程」「子会社等管理規則」に基づき子会社の監査を実施し、その業務の適正を確保しています。

また、万一、法令等に違反又はそのおそれの高い事例を発見した場合の通報手段として、当社子会社の社員、取締役、監査役等も利用可能な内部通報制度を整備しています。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、内部監査担当部門から監査役の職務を補助すべき使用人を1名以上発令します。当該使用人は、内部監査業務と監査役補助業務を兼務しますが、監査役からの指揮命令権を優先します。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、あらかじめ監査役の同意を得てから実施します。

⑧ 次に掲げる体制その他当社の監査役への報告に関する体制

イ、当社の取締役及び会計参与並びに使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の監査役は、取締役会等の重要会議に出席し、業務執行を担当する取締役及び使用人から、経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況、リスク及びリスク管理の状況、事故・トラブル・不正・苦情等を含むコンプライアンスの状況について報告を受け、決裁書等の関連資料を閲覧します。

当社の取締役及び使用人は、当社及び当社グループ全体に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、あるいは取締役・使用人の職務遂行に関する不正行為、法令、定款に違反する重大な事実が発生する可能性、若しくは発生した場合はその事実について、監査役に対し速やかに報告します。

- ロ．当社の子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社の監査役は、子会社の取締役会等の重要会議に出席し、業務執行を担当する子会社の取締役及び使用人から、当該子会社の経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況、リスク及びリスク管理の状況、事故・トラブル・不正・苦情等を含むコンプライアンスの状況について報告を受け、決裁書等の関連資料を閲覧します。

当社の子会社の取締役、監査役及び使用人は、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、あるいは当該子会社の取締役、監査役、又は使用人の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性がある、若しくは発生した場合は、その事実について、当社の経営企画担当部門及びコンプライアンス担当部門に対しこれらを速やかに報告しております。また、内部通報制度の担当部署は、当社の監査役に対し、内部通報の状況について定期的に報告をしております。

- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として当社又は子会社において不利な取り扱いを受けないことを確保するための制度を整備しております。

- ⑩ 当社の監査役職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役会又は常勤監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をした時は、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。監査役会が独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、その費用を負担します。また、当社は監査役職務の執行について生ずる費用を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けます。

- ⑪ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、代表取締役、監査法人との意思疎通を図るため、それぞれ定期的に意見交換を行います。また、当社の監査役は、職務遂行に必要と判断した時

は、いつでも取締役・使用人に報告を求めることができます。さらに、当社の監査役は、内部監査担当部門の実施する内部監査の報告を受け、連携します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

当事業年度においては、取締役会を19回開催し、法令において定められた事項や当社又は当社グループ全体に影響を及ぼす経営上の重要事項について、「取締役会規則」に基づき意思決定するとともに、その他重要事項や業務執行の状況について監視しております。また、取締役会議事録その他の重要な文書が適切に管理されていることを確認しております。

② 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

当事業年度においては、監査役会を14回開催し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、経営の妥当性、効率性、コンプライアンス等について定期的に意見交換を行っております。また、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、内部監査担当部門の実施する内部監査の報告を受け、経営状況・リスク管理状況等について確認しております。

③ 業務の適正を確保するための体制について

内部監査担当部門は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施し、監査室長から内部監査結果の概要を原則として毎事業年度の四半期ごとに取締役会に報告しており、取締役会には全監査役が出席しております。

④ コンプライアンス体制について

コンプライアンス体制について、教育・研修は、全社員向けに年1度Webにて研修を実施、また、入社時都度のコンプライアンス研修を実施しています。

※ 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金 及 び 預 金	12,411,100	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	804,269
売 掛 金	2,571,092	リ ー ス 債 務	3,667
契 約 資 産	154,901	設 備 関 係 未 払 金	65,915
有 価 証 券	530,098	未 払 費 用	461,753
商 品	479	未 払 法 人 税 等	179,398
仕 掛 品	11,650	前 受 金	3,213,359
貯 蔵 品	122	賞 与 引 当 金	545,052
そ の 他	685,765	そ の 他	481,746
貸 倒 引 当 金	△149	流 動 負 債 合 計	5,755,163
流 動 資 産 合 計	16,365,063	固 定 負 債	
固 定 資 産		リ ー ス 債 務	5,017
有 形 固 定 資 産		資 産 除 去 債 務	325,495
建 物 及 び 構 築 物	463,995	固 定 負 債 合 計	330,513
工 具 、 器 具 及 び 備 品	572,721	負 債 合 計	6,085,677
リ ー ス 資 産	8,400	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	260	株 主 資 本	14,610,688
有 形 固 定 資 産 合 計	1,045,377	資 本 金	1,367,687
無 形 固 定 資 産		資 本 剰 余 金	1,454,233
ソ フ ト ウ ェ ア	1,392,014	利 益 剰 余 金	11,789,632
の れ ん	88,748	自 己 株 式	△865
そ の 他	12,837	その他の包括利益累計額	137,376
無 形 固 定 資 産 合 計	1,493,600	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	16,549
投 資 そ の 他 の 資 産		為 替 換 算 調 整 勘 定	104,477
投 資 有 価 証 券	299,929	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	16,349
敷 金	569,156	純 資 産 合 計	14,748,065
退 職 給 付 に 係 る 資 産	275,264	負 債 純 資 産 合 計	20,833,742
繰 延 税 金 資 産	682,703		
そ の 他	108,008		
貸 倒 引 当 金	△5,362		
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計	1,929,700		
固 定 資 産 合 計	4,468,678		
資 産 合 計	20,833,742		

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	23,218,882
売上原価	13,198,642
売上総利益	10,020,239
販売費及び一般管理費	7,104,145
営業利益	2,916,094
営業外収益	
受取利息	4,668
受取配当金	174
受取保険金	5,822
投資事業組合運用益	12,437
持分法による投資利益	2,044
その他の	6,755
営業外費用	
支払利息	540
為替差損	3,747
その他	90
経常利益	2,943,620
特別利益	
固定資産売却益	105
特別損失	
固定資産処分損	22,370
投資有価証券評価損	497
税金等調整前当期純利益	2,920,857
法人税、住民税及び事業税	281,623
法人税等調整額	587,821
当期純利益	2,051,413
親会社株主に帰属する当期純利益	2,051,413

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,367,687	1,454,233	11,196,167	△865	14,017,223
当期変動額					
剰余金の配当			△1,457,947		△1,457,947
親会社株主に帰属する当期純利益			2,051,413		2,051,413
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	593,465	—	593,465
当期末残高	1,367,687	1,454,233	11,789,632	△865	14,610,688

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	12,248	△16,247	24,072	20,073	14,037,297
当期変動額					
剰余金の配当					△1,457,947
親会社株主に帰属する当期純利益					2,051,413
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,300	120,724	△7,722	117,302	117,302
当期変動額合計	4,300	120,724	△7,722	117,302	710,768
当期末残高	16,549	104,477	16,349	137,376	14,748,065

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金 及 び 預 金	11,102,140	買 掛 金	781,706
売 掛 金	2,558,383	リ ー ス 債 務	3,667
契 約 資 産	154,901	未 払 金	296,578
有 価 証 券	530,098	設 備 未 払 金	65,915
商 品	479	未 払 費 用	388,421
仕 掛 品	9,443	未 払 法 人 税 等	179,398
貯 蔵 品	122	未 払 消 費 税 等	141,702
前 払 費 用	669,259	前 受 金	3,189,544
未 収 入 金	14,290	預 り 金	62,234
貸 倒 引 当 金	△150	賞 与 引 当 金	539,820
流 動 資 産 合 計	15,038,970	そ の 他	22,346
固 定 資 産		流 動 負 債 合 計	5,671,334
有 形 固 定 資 産		固 定 負 債	
建 物	463,420	リ ー ス 債 務	5,017
工 具、器 具 及 び 備 品	568,216	資 産 除 去 債 務	325,495
リ ー ス 資 産	8,400	固 定 負 債 合 計	330,513
建 設 仮 勘 定	260	負 債 合 計	6,001,848
有 形 固 定 資 産 合 計	1,040,297	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産		株 主 資 本	14,704,789
ソ フ ト ウ ェ ア	1,406,871	資 本 金	1,367,687
の れ ん	88,748	資 本 剰 余 金	1,462,360
そ の 他	12,837	資 本 準 備 金	1,461,277
無 形 固 定 資 産 合 計	1,508,457	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,082
投 資 そ の 他 の 資 産		利 益 剰 余 金	11,875,606
投 資 有 価 証 券	185,248	利 益 準 備 金	157,500
関 係 会 社 株 式	1,349,133	そ の 他 利 益 剰 余 金	11,718,106
長 期 前 払 費 用	97,148	別 途 積 立 金	820,000
敷 金	558,031	繰 越 利 益 剰 余 金	10,898,106
前 払 年 金 費 用	251,705	自 己 株 式	△865
繰 延 税 金 資 産	688,696	評 価 ・ 換 算 差 額 等	16,549
そ の 他	10,859	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	16,549
貸 倒 引 当 金	△5,362	純 資 産 合 計	14,721,338
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計	3,135,461	負 債 純 資 産 合 計	20,723,187
固 定 資 産 合 計	5,684,216		
資 産 合 計	20,723,187		

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	23,139,459
売上原価	13,197,263
売上総利益	9,942,195
販売費及び一般管理費	6,551,977
営業利益	3,390,218
営業外収益	
受取利息	13
受取配当金	174
受取保険金	5,822
受取手数料	240
為替差益	2,837
投資事業組合運用益	12,437
その他	5,463
営業外費用	
支払利息	540
経常利益	3,416,666
特別利益	
固定資産売却益	105
特別損失	
固定資産処分損	22,361
投資有価証券評価損	497
関係会社株式評価損	463,888
税引前当期純利益	2,930,023
法人税、住民税及び事業税	279,541
法人税等調整額	588,018
当期純利益	2,062,463

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
		別途積立金								
当期首残高	1,367,687	1,461,277	1,082	1,462,360	157,500	820,000	10,293,591	11,271,091	△865	14,100,273
当期変動額										
剰余金の配当							△1,457,947	△1,457,947		△1,457,947
当期純利益							2,062,463	2,062,463		2,062,463
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	604,515	604,515	—	604,515
当期末残高	1,367,687	1,461,277	1,082	1,462,360	157,500	820,000	10,898,106	11,875,606	△865	14,704,789

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	12,248	12,248	14,112,522
当期変動額			
剰余金の配当			△1,457,947
当期純利益			2,062,463
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4,300	4,300	4,300
当期変動額合計	4,300	4,300	608,816
当期末残高	16,549	16,549	14,721,338

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社 セゾン情報システムズ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 三澤 幸之助

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 川口 泰広

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セゾン情報システムズの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セゾン情報システムズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社 セゾン情報システムズ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三澤	幸之助
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川口	泰広

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セゾン情報システムズの2021年4月1日から2022年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。なお、財務報告に係る内部統制については取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

株式会社 セゾン情報システムズ 監査役会

常勤監査役 三宅 信 一 ⑩

監査役 小川 憲 久 ⑩

監査役 小林 隆 博 ⑩

(注) 監査役三宅信一、監査役小川憲久及び監査役小林隆博は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上